

Title	前号目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.7 (1956. 7) ,p.548(60)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560701-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌 第四十九卷 第七號
 *「經濟學教科書」の問題點 上 社會思想研究會編 A 40 二六九頁 一四〇圓(中央公論社)

社會學

*日本社會學の課題——林惠海教授還曆記念論文集——福武直編 A 5 五九六頁 九〇〇圓(有斐閣)

年鑑・辭典

*現代ソヴェト(河出新書)ソヴェト研究者協會編譯 B 40 一九六頁 一〇〇圓(河出書房)

三田學會雜誌

第四十九卷 第六號 目次

“De ministerialibus”……………宇尾野 久
 ——C. L. における展開——
 線形計畫論・遊戲論との關係……………福岡 正夫
 現金準備率と信用創造……………村井 俊雄
 ——多數銀行に於ける乗數の理論——
 「封建的社會構成體」
 基本的經濟法則」に關する覺え書……………常盤 政治
 ——土地所有の性格規定のための序説——
 資 料
 ドイツ・ファシズムに關する覺え書……………飯 田 鼎
 ——オットー・ウインツァ「ファシズムと
 戰爭にたいする十二年の闘争」によせる——
 書評及び紹介
 W. W. Cooper, A proposal for extending
 the theory of the firm……………鈴木 諒一
 木下和夫著『國民所得分析』……………鈴木 諒一
 平竹傳三著『ソヴェト經濟發展の分析』……………加 藤 寛
 中世末フランスの貨銀研究の諸前提……………渡 邊 國 廣
 經濟學關係文獻目録
 昭和三十一年上半期總目次

◇慶應義塾經濟學會々則

- 第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱する。
 第二條 本會は經濟學の研究及びその奨励、並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。
 第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行う。
 一 研究會の開催
 二 機關誌「三田學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
 三 講演會、資料展覽會の開催
 四 他の學會及び諸團體との連絡
 五 その他本會の目的を達成するため適當と認める事業
 第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を專攻する者を以て組織する。
 第五條 本會に左の役員を置く。
 一 會長 一名
 二 顧問 若干名
 三 委員 若干名
 四 監事 二名
 第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依囑する。委員及び監事は總會に於て會員の互選によ

慶應義塾經濟學會々則

つて定める。

- 第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。
 第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。
 第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。
 第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。
 第十一條 會員は機關誌「三田學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。
 第十二條 本會の經費は會費、贊助金、補助金及び其他の收入を以て之に充てる。
 第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。
 第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。
 第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。
 經濟學會委員(昭和三十一年四月改選)
 高村 象平 氣賀 健三 遊部 久藏
 鈴木 諒一 福岡 正夫 宇尾野 久
 山部 徳雄 中村 勝己 矢内原 勝
 尾崎 巖 野口 祐 庭田 範秋
 常盤 絢子 大島 通義 井村 喜代子
 以上